

生駒市条例第 25 号

生駒市心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 30 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

生駒市心身障害者医療費助成条例（昭和 47 年 3 月生駒市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 2 号を加える。

(3) 前年の所得（1 月から 7 月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和 61 年政令第 54 号）第 52 条により読み替えられた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和 61 年政令第 53 号）第 1 条の規定による改正前の国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号。以下「旧国民年金法施行令」という。）第 6 条の 4 第 1 項に規定する額を超えない者

(4) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者がある者にあつては、当該配偶者又は扶養義務者で主として心身障害者の生計を維持するものの前年の所得が、扶養親族等の有無及び数に応じて、旧国民年金法施行令第 6 条の 4 第 3 項に規定する額を超えないもの  
第 2 条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項第 3 号及び第 4 号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、旧

国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。